

「衛生推進者」養成講習 (第2回)

中小規模企業や、支店営業所などの出先の衛生管理担当者（非工業的業種〔注1〕）

【労働安全衛生法第 12 条の 2】

主催：(一社)三田労働基準協会（幹事）

常時 10 人～49 人の労働者を使用する非工業的業種〔注1〕の事業場（企業や、支店営業所等の出先）では、労働安全衛生法第 12 条の 2 により、一定の実務経験者等から「衛生推進者」（工業的業種の場合は「安全衛生推進者」）を選任し〔注2〕、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。下記により「衛生推進者」養成の講習を開催いたしますので、受講されますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 2025年9月9日（火） 10:00～16:40 （開場 9:30）
- 2 会 場 一般社団法人三田労働基準協会 1 階 研修センター
港区芝 4-4-5 三田基準協会ビル（裏面案内図参照）
- 3 科 目 法令に定める全科目 （講師：労働衛生コンサルタント）
- 4 修了証 全科目受講された方（遅刻早退不可）に、当日講習終了後交付します。
修了証は（一社）三田労働基準協会〔東京労働局長登録第 3 号〕から発行されます。
- 5 定 員 30名（先着順）
（企業・団体等で一定人数以上まとまる場合は、個別の講習開催に応じますので、ご相談ください）
- 6 受講料 8,800円 （テキスト代〔中災防発行〕・消費税込み）
三田労働基準協会会員は 7,700円（協会でテキスト代（1100 円）を助成します）

7 申込み方法等

（1） 次のメールアドレスに、shikaku@mita-roukikyo.or.jp

①講習会名

②開催年月日

③貴事業場の名称及び所在地

④協会会員又は非会員の表記

⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス

⑥電話番号

⑦受講者の氏名、フリガナ、生年月日、住所 を記載例のように記入してください。

記載例 ①衛生推進者養成講習

②2025年9月9日

③(株)〇〇 港区芝〇—〇—〇

〃

9月2日（火）までにメールを送信してください。

受講番号、受講者氏名等を記載したメールに適格請求書を添付のうえ返信いたします。

（2） 受講料は、9月2日（火）までに下記口座へお振込みください（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名：三菱UFJ銀行 田町支店 ・口座番号：普通預金 0397963

・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会 ・名義人住所：港区芝4-4-5

◆振込人名の前に講習会月日をお付けください

◆法人の種類（カブシキガイシャ等）は、記入せずに会社名を記入してください

（例 0909ミタロウドウ・・・等 イツパンシャダンハウジンは不要です）

